

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年7月18日午後1時30分から令和5年第7回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	高橋真一郎
係長	藤原一裕
主事	巴春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第4号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	巴春菜

議 長 只今から令和5年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、19名であります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には5番高橋重貴委員、6番名和和弘委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請  
 審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——

議長 挙手全員であります。  
 よって、本案は許可することに決定しました。

議長 長 日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
 に対する意見の決定についてを議題とします。  
 事務局説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 番号1番の案件について2番高橋義隆委員より報告願います。  
 2番高橋です。  
 番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
 7月13日午前、南方地区の佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
 申請人の[ ]さんが、10世帯の共同住宅1棟を建築するため、自己所有の畑を転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
 一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。  
 現地は、現在自己保全管理地であり、周辺は東側が農地と接しておりますが、境界には地先擁壁や地先境界ブロックを設置し土砂の流出を防止するほか、雨水については、敷地中央の側溝に排水及び地下浸透とする計画であることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。  
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。報告を終わります。

議長 長 ご苦労さまでした。  
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———  
 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———  
 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ———全員挙手———  
 挙手全員であります。  
 よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
 事務局 説明を求めます。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 番号1番の案件について13番及川宏和委員より報告願います。  
 第13番委員 13番及川です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
 7月13日午後に、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
 譲受人である[ ]が宅地分譲地5区画を造成するため、[ ]さん、[ ]さんの共有名義の田を売買により取得し転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。  
 現地は、周辺がすべて宅地化されているほか、雨水については砂利敷きによる自然浸透とするとともに、十分な転圧、法面保護により土砂の流出を防止する計画となっていることから、周辺への影響は発生しないものと考えられます。  
 以上のおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。  
 現地報告を終わります。  
 議 長 ご苦労さまでした。  
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 7 番 委 員 7 番高橋です。  
面積 97 m<sup>2</sup>に対して 5 区画を造成するとなると、かなり狭いのではないのでしょうか。

事 務 局 7 番高橋正則委員のご質問にお答えします。  
宅地分譲について、5 区画の場所は、当該土地だけではなく隣接している土地も含んでいます。  
5 区画のうち、1 区画が今回の農地にかかるということで今回の申請となっておりますが、全体の事業計画は 5 区画ということで、議案には 5 区画と記載しております。

議 長 その他、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
つづいて、現地調査の報告を求めます。  
番号 1 番の案件について 7 番高橋正則委員より報告願います。

第 7 番 委 員 7 番高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。  
7 月 13 日午後に、西部地区の菊地重治委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
申請地は、XXXXXXXXXXが牛舎を建設するため、所有者から売買により農地を取得し転用する計画で、令和 3 年 8 月の農業委員会会議で許可相当の意見決定をし、令和 3 年 9 月 29 日に岩手県知事の許可を受け、事業実施を行う計画であったところです。  
今回の申請に至った経緯ですが、隣接地に前所有者が建てた稲わら保管庫が、町道にはみ出すなど違法建築状態であったことから、撤去しなければならなくなったほか、堆肥舎が大雪の被害で屋根等が全壊となり、建て替えが必要となったことから、計画の見直しが必要となり、事業計画変更の申し出がありました。

- 第 7 番 委 員 現地を確認したところ、周囲は道路や宅地になっているほか、雨水については、一部砂利敷きとして自然浸透を図るとともに、既存の柵に流す計画であります。また、牛からの糞尿については、おがくずを厚く敷設し牛舎から流出させない計画になっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。
- また、変更後の事業計画は、変更前の事業計画に比べ、緊急性及び必要性が認められることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。
- 以上で現地報告を終わります。
- 議 長 ご苦労さまでした。
- 第 17 番 委 員 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 17 番佐藤です。
- 令和 3 年 9 月に転用許可となっておりますが、堆肥舎が積雪により全壊したのは令和 3 年度の積雪でしょうか。
- 転用許可から事業の開始が遅いように感じます。遅くとも令和 4 年度に事業変更申請をするべきではないかと思えます。
- 経過について教えてください。
- 事 務 局 17 番、佐藤浩幸委員のご質問にお答えします。
- 初めに、積雪により全壊したということについてですが、令和 3 年の許可以前から、堆肥舎の屋根は崩れていたようですが、当該農地には牛舎を建てるという申請であったため、堆肥舎については言及しておりませんでした。
- 次に、変更申請に時間を要したことについてですが、現地報告のとおり前所有者が建てた稲わら保管庫が町道にはみ出しており、当初は、はみ出た場所を取り除けばいいのではないかとということで話が進んでいました。しかし、都市建設課及び県南局の土木部に確認し、1 年かけて協議したところ、やはり取り壊さなければいけないという結果になり、今回の申請となったものです。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
- 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議 長 日程第 10、議案第 5 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 議長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第5号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議長 議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 議長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
令和5年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時10分